

東村 国民健康保険加入者のみなさまへ

マイナ保険証を持っている人へ

「資格情報のお知らせ」 を交付します

「資格情報のお知らせ」とは

マイナンバーカード（個人番号カード）の
保険証利用申し込みをした人へ
資格情報をお知らせするものです。

保険証利用を申し込んだマイナンバーカードを
「マイナ保険証」といいます。



- ✓ 氏名、被保険者記号、番号、生年月日などが記載されています。
- ✓ 有効期限はありませんが、国保加入者資格を喪失したら無効となります。

「資格情報のお知らせ」を交付するとき

- 新規に国民健康保険加入者資格を取得したとき
- 70歳以上の人で、負担割合が変更になったとき

マイナ保険証が利用できない医療機関の窓口では
「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」の提示をおねがいします

マイナ保険証が利用できない医療機関の窓口では
「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証を一緒に提示すれば、
一定の窓口負担で医療を受けることができます。

「資格情報のお知らせ」の代わりに、スマートフォンで
マイナポータルの「健康保険証」の情報画面を出し、
マイナ保険証と一緒に提示しても医療を受けられます。

